

# 令和8年度和歌山県サービス付き高齢者向け住宅立入検査実施方針

## 1 総論

### (1) 基本概念

サービス付き高齢者向け住宅（以下「住宅」という。）に対する立入検査は、「安定的かつ継続的な事業運営」、「入居者の福祉の確保と向上」、「入居者の個人としての尊厳の保持」及び「入居者に対する虐待の防止」等を踏まえ、住宅の所在地において、関係書類等を基に実施する。

### (2) 個別性の重視

住宅が立地条件その他の事情により、それぞれ創意工夫のもとに運営されていることに鑑み、個々の住宅の運営努力等を勘案し、立入検査が形式的・画一的にならないよう留意する。

### (3) 総合的な指導

入居者の処遇、職員の配置及び勤務条件、設備の状況、住宅の運営管理等の全般に渡って総合的に実施するとともに、提供されるサービスの内容、費用負担、契約内容等についても把握する。

## 2 立入検査の対象住宅

県所管の住宅に対して立入検査を行う。

なお、新設の住宅等本年度初めて立入検査を行う住宅については、特に事務指導の面から丁寧な指導を行うよう留意する。

## 3 立入検査の方法

### (1) 実施概要

立入検査は、原則として1住宅1日とし、関係者に対して関係書類等を基に説明を求め、面談方式で行う。また、適切かつ円滑な立入検査が実施できるよう、対象住宅の運営規模、運営形態等を考慮して、介護サービス指導課並びに建築住宅課又は管轄振興局建設部の複数の職員を従事させる。

なお、住宅・設備や入居者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができるものとする。活用にあたっては、住宅の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

### (2) 指導事項の規範

立入検査は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）及び同法に基づく政省令、告示、通知、「和歌山県サービス付き高齢者向け住宅運営指導指針」（平成25年8月27日長第336号、建住第436号

最終改正令和7年4月9日介第350号、建住第716号)等を規範として実施する。

### (3) 実施方法

- ア 立入検査は、住宅の管理者の立会いのもと実施し、その他必要と認める者の出席を随時求めるものとする。
- イ 立入検査は、必要に応じて、感染症等の感染拡大防止対策を講じた上で行う。
- ウ 職員は、事前提出資料に基づき、住宅の人員及び運営等の状況を、関係法令に照らして検討し、「立入検査調書」に基づき適否の判定を行う。

## 4 立入検査の結果通知

### (1) 通知方法

立入検査の結果については、講評において職員が口頭で指導したもの等を取りまとめて整理した後、文書により、原則として立入検査の日から1箇月以内に住宅に到達するよう通知する。

### (2) 通知内容

立入検査結果の通知に当たっては、立入検査の当日に聴取した事項や後日の追加資料を綿密に検討し、問題点を明らかにした後、その問題点を解決するために登録事業者が採るべき必要な改善措置等を具体的に示して通知する。この場合において、通知を受けた登録事業者が速やかに問題の解決を図れるよう、参考資料の紹介等有用な情報の提供にも努める。

## 5 本年度の重点指導項目

- ① 安全対策（事故発生防止）体制の確認
- ② 身体拘束等適正化の取組
- ③ 高齢者虐待防止措置の実施
- ④ 業務継続計画の策定等
- ⑤ 感染症予防及びまん延防止対策の実施